

各道立学校長 様

教 育 部 長

人事異動等に伴う職員の服務規律の確保等について（通知）

人事異動を迎えるこの時期は、職員の所属や業務、私生活等において大きな環境変化が生ずる時期でもあることから、次の事項に特に留意し、職場全体で綱紀の厳正な保持に努めてください。

記

- 1 業者等から接待、餞別及び便宜供与等を受けないことなど、「北海道職員の公務員倫理に関する条例」及び「北海道職員倫理規則」等の遵守を徹底し、道民に不信の念を抱かせることのないよう、指導に万全を期すこと。
- 2 不祥事の発生防止に向け、部下職員とのコミュニケーション等を通じて、私生活も含め非違行為につながる可能性のある言動や生活態度に注意を払うとともに、職員の精神面での乱れや疾患等の状況の把握にも努め、メンタルケアにも配慮した指導に取り組むこと。また、近年、飲酒した上での非違行為が発生していることから、過度な飲酒を慎むよう指導すること。
- 3 赴任など転居に伴い慣れない地域での運転や、行楽等により車で外出する機会が増加する時期であることから、公私を問わずスピード違反をはじめ交通法規を遵守し安全運転を徹底するよう、指導を徹底すること。
- 4 特に飲酒運転については、本年2月に小学校職員による飲酒運転事案が発生したところであるので、決して繰り返されることのないよう、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」や、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げる「飲酒の場には車で行かない、行かせません」を改めて周知徹底するほか、新規採用職員に対しては、宣誓時に「飲酒運転根絶誓約書」を提出させるとともに、「飲酒運転根絶カード」を配付し、飲酒運転防止をはじめ交通法規の遵守に係る道の取組内容を速やかに指導すること。
- 5 人の移動や会食機会の増加などにより新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高まる時期となることから、基本的な感染防止行動のほか、飲食の場面における取組を一層徹底すること。
- 6 異動する職員に対して、後任者への事務の引継ぎを適正に行うよう、各所属に対し指導すること。とりわけ、不適正事務を行っていた職員が異動した後に後任者により発覚する事例や、引継ぎが不十分であったことにより後任者の事務が滞ることがないように、異動する職員に事務の遅延等がないか十分確認するとともに、引継書を確認するなど後任者への適正な事務の引継ぎがなされるよう配慮すること。

〔 総務政策局総務課人事係
総務政策局総務課職員公務管理係
教職員局教職員課服務制度係 〕

道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」

平成28年7月 北海道教育委員会

【最終改正：令和4年7月】

＜教職員の飲酒運転根絶に向けた決意＞

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定され、関係機関や道民の皆様と共に、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中、本年6月、児童生徒に交通安全を指導する立場にある教員が飲酒運転の疑いで取り調べを受けたことは、児童生徒、保護者、地域の皆様の信頼を大きく損なう行為であり、真摯に反省しなければならない。

こうした事態を重く受け止め、危機感を共有し、教職員一人ひとりが、今一度、教育公務員としての自らの立場を自覚するとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という条例の理念を深く心に刻み、飲酒運転を起こさないことを決意し、再発防止対策の行動を徹底していくものとする。

《趣旨》

教職員一人ひとりが、自らはもとより、同僚も含めた飲酒運転の根絶を決意し、新たに、意識改革の徹底、交通安全運動の実践等の取組を行うため、その取組内容を定めた再発防止策として策定するものであり、道立学校の教職員は、この「決意と行動」を自らのものとし、一丸となって飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底するものとする。

第1 飲酒運転根絶取組強化期間の設定

今回の飲酒運転事案を受け、本年7月13日（飲酒運転根絶の日）から9月30日までを「飲酒運転根絶取組強化期間」（以下「取組強化期間」という。）と位置づけ、教職員は本取組を集中的に実施することとする。

加えて、飲酒運転の根絶に向けた教職員の規範意識を確立するためには、取組を一過性のものとせず、繰り返し継続することが重要であることから、毎年度、飲酒運転根絶の日の前後において取組強化期間を設け、教職員の飲酒運転の根絶に向け不断に取り組むこととする。

第2 飲酒運転の根絶に向けた具体的な取組

教職員は、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」の内容を遵守することはもとより、道民に率先して飲酒運転の根絶に関する施策に取り組むとともに、教職員による飲酒運転を根絶するため、特に次の事項について、徹底して取り組むものとする。

1 教職員への指導・啓発活動の強化

○ 「飲酒運転根絶誓約書」の提出及び飲酒運転根絶カードの配布等

全教職員が、「飲酒運転根絶道民宣言」や「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」（後述）等を記した「飲酒運転根絶誓約書」に記名・押印の上、提出するとともに、自らも写しを保管し、飲酒運転根絶に向けた教職員としての決意表明と、常日頃からの規範意識の確認等を行う。

また、宣誓書と同じ内容が記載されている飲酒運転根絶カードを作成し、各教職員が記名した上でカードを携行することで、飲酒運転根絶を意識する習慣を日常的に醸成する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から実施（新規採用職員については、採用の際の宣誓時に実施）

○ 「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」の徹底

教職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げる「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。」に関し、その判断基準を明確にするために定められた別紙「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」を遵守すること。

＜実施時期＞ 通知の施行日（平成30年4月26日）から実施

【平成30年3月に教職員の飲酒運転が発生したことなどを踏まえた改正】

○ 職員室等での「飲酒運転根絶道民宣言」の掲示

「飲酒運転根絶道民宣言」について、全ての道立学校の職員室等でこれを掲示し、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という規範意識を定着させる。

公用車にステッカーを掲示し、運転する教職員が、常に飲酒運転の根絶に係る規範意識の確認を行うとともに、教職員として率先して取り組む姿勢を明らかにする。

また、自家用車への掲示についても、奨励する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始（宣言の掲示は毎年更新）

○ 教職員の交通安全運動への積極的な参加

関係機関と連携して各地域で実施している交通安全運動に、全ての道立学校の教職員が積極的に参加し、教職員全体で交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全を自ら率先して実践すべき教育公務員としての責務を、行動により再認識する機会とする。

＜実施時期＞ 年4回（春、夏[7/13飲酒運転根絶の日]、秋、冬）に実施する交通安全運動で実施

2 各学校単位での多様な取組の推進等

○ 管理職員からのきめ細やかな注意喚起等の徹底

各学校の管理職員は、休前日の夕方等において、所属職員に対し、飲酒運転防止に向けた注意喚起を行うことを徹底する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○ 自動車等運行前の対応

自動車等を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前8時間以内における飲酒は控えるとともに、飲酒後8時間を経過してもアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことを認識した上で、日頃から、自らの体質や体調に合った飲酒を心がけるものとする。

各学校の管理職員は、所属職員が公用車を運転する際、前日の飲酒の有無や飲酒量、飲酒後の経過時間のほか、当該職員の顔色、吐息等を必ず確認するものとする。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○ 飲酒運転の根絶に向けた研修の実施

既に行っている階層別研修やコンプライアンス確立月間（毎年5～6月）における校内研修に加えて、毎年度の取組強化期間には、全ての道立学校において、研修資料を活用するなどして、校内研修を実施する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○ 飲酒と健康管理に関する研修の実施

飲酒による判断能力の低下など、身体に与える影響等の理解を深めるため、医学的な観点等に基づき、専門家等から教職員に対する研修を実施する。

＜実施時期＞ 今年度の取組強化期間から開始

○ 各学校単位での実践事例の募集と全ての道立学校での共有

各学校単位で、教職員の意見やアイデアをもとに、飲酒運転の根絶に向けた様々な取組を検討し、実践する。また、これらの実践事例を募集し、全ての道立学校で共有するとともに、効果的な取組事例については、全ての道立学校での展開を検討する。

<実施時期> 今年度の取組強化期間から開始

○ 教職員による自発的な取組の促進

交通安全に対する意識の啓発を図るため、各学校ごとに教職員自らが組織するマイカークラブ等のより一層積極的な活動を促す。

第3 教職員の飲酒運転事案が万が一発生した場合の対応

○ 飲酒運転発生時の公表

教職員の飲酒運転は決してあってはならないものであるが、万が一、教職員の飲酒運転事案が発生した場合は、道民の先頭に立って飲酒運転の根絶に向けて取り組まなければならない立場であることや、再発防止の観点等を踏まえ、速やかに公表し、道民への説明責任を果たす必要がある。

このため、教職員は飲酒運転で検挙された場合は、直ちに校長に報告し、校長は直ちに交通違反速報室（総務課・教職員課に設置）に連絡するとともに、交通違反速報室は道立学校職員の飲酒運転について、速やかに事実確認等を行った上で、逮捕等の有無にかかわらず、迅速に事案の概要等について公表することを基本とするものとする。

<実施時期> 今年度の取組強化期間から開始

○ 懲戒処分等の取り扱い

飲酒運転による処分に関する教職員向けの啓発用パンフレットの配布等を行い、処分による職業・家庭生活上の影響の大きさを教職員や家族に周知徹底することを通じて、教職員の飲酒運転を抑止する。

なお、懲戒処分の量定については、加重する方向で検討している。

<実施時期> 今年度の取組強化期間から開始

教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項

教職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げられた「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」を原則とし、「やむを得ず車でいったときは、公共交通機関や代行運転などを利用」する場合にあっても、次の事項に留意し、飲酒運転の根絶に取り組みます。

1 共通事項

(1) 「飲酒の場」とは

「道民宣言」中の「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」における「飲酒の場」とは、飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

(2) 次の場合はこの取扱の対象外とする。

① 体質的にアルコール飲料を摂取できない者

② 飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者（※ハンドルキーパーも含む。）

※ ハンドルキーパーとは、車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅等まで送り届ける人のことをいう。なお、ハンドルキーパーを含め、飲酒をしないことを前提に車で参加した者は、その旨をその他の参加者に告知し、理解、協力を得ること。

③ 飲酒をしたところに宿泊する者

※ 翌日、自動車を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前8時間以内における飲酒を控えること。（「決意と行動」に基づき留意）

2 飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

	「やむを得ない」と認められる場合	その場合の必要な条件
業務に関連した行動（親睦会、会議後の懇親会など）	次のいずれかに該当する場合 ① 勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合 ② 「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合	・飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること。 ・管理職員、幹事職員をはじめ、各職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか相互に声かけ、目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けること。
私的な行動	「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々々の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、教職員としての自覚とモラルをもって対応すること。 なお、その場合にあっても、飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保すること。	

＜飲酒運転により教職員が検挙された場合の対応フロー＞

事故者	事故者の所属校	交通違反速報室
<div data-bbox="209 376 411 501" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 飲酒運転 の 検 挙 </div> <div data-bbox="197 524 424 857" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■ <u>直ちに</u>校長に 事実を報告 (休日、夜間に おいても直ち に報告) </div>	<div data-bbox="454 524 1031 1025" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■ 校長は事故者に対して、事故の有無や飲酒運 転、検挙の状況等を確認 ■ <u>直ちに第一報</u>を交通違反速報室等に報告 ■ 人身事故を併発し被害者がいる場合など、必 要に応じて職員を現地に派遣し、情報収集や 事故対応等を実施 ■ その後、事実確認の進展状況等に応じて順次 報告 </div> <div data-bbox="454 1081 1031 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ■ 所属職員への注意喚起や再発防止策を速や かに実施 </div>	<div data-bbox="1062 577 1385 1081" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■ 直ちに第一報を教育長 に報告 ■ 所属校での対応をフォ ローアップ ■ 速やかな公表等につ なげるため、情報の整 理・分析のほか必要な 助言を実施 </div> <div data-bbox="1062 1137 1385 1473" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ■ 把握できている情報を もとに、速やかに報道 発表を行い、道民に情 報を公開(事故発生か ら24時間以内を基本) </div>
<div data-bbox="197 1581 424 1749" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■ 裁判所から 刑事処分 </div>		<div data-bbox="1062 1581 1385 1973" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■ 刑事処分等を踏まえ、 事故者及び所属校の 管理監督者への懲戒 処分等を実施 ■ 処分の内容等を報道 発表 </div>

※上記はあくまでも基本フローであり、状況等に応じて順序等が変動することがある。

<飲酒運転根絶誓約書>

私は、自らが飲酒運転を行わないことや、酒気を帯びた運転者が運転する車両に同乗しないなど、道路交通法に定める関係規定を遵守することはもとより、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を遵守し、飲酒運転根絶道民宣言に率先して取り組むとともに、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」（裏面）を遵守することを誓います。

<飲酒運転根絶道民宣言>

- 一 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 一 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 一 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 一 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- 一 やむを得ず車でいったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 一 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 一 「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

年 月 日

氏 名

教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項

教職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げられた「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」を原則とし、「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用」する場合にあっても、次の事項に留意し、飲酒運転の根絶に取り組めます。

1 共通事項

(1) 「飲酒の場」とは

「道民宣言」中の「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」における「飲酒の場」とは、飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

(2) 次の場合はこの取扱の対象外とする。

① 体質的にアルコール飲料を摂取できない者

② 飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者（※ハンドルキーパーも含む。）

※ ハンドルキーパーとは、車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅等まで送り届ける人のことをいう。なお、ハンドルキーパーを含め、飲酒をしないことを前提に車で参加した者は、その旨をその他の参加者に告知し、理解、協力を得ること。

③ 飲酒をしたところに宿泊する者

※ 翌日、自動車を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前8時間以内における飲酒を控えること。（「決意と行動」に基づき留意）

2 飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

区 分	「やむを得ない」と認められる場合	その場合の必要な条件
業務に関連した行動（親睦会、会議後の懇親会など）	次のいずれかに該当する場合 ① 勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合 ② 「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合	・飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること。 ・管理職員、幹事職員をはじめ、各職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか相互に声かけ、目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けること。
私的な行動	「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々 の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、教職員 としての自覚とモラルをもって対応すること。 なお、その場合にあっても、飲酒前に、運転代行を手配し又は ハンドルキーパーを確保すること。	

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

ZERO 北海道
飲酒運転

みんなだめぞすべや!



7月13日は飲酒運転根絶の日

飲酒運転をしない、させない、許さない
そして見逃さない

STOP!! 飲酒運転NO

もう一度「飲酒運転をしない、させない、許さない」社会の実現に向けて
飲酒運転NOを
はじめましょう

○飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」の内容を確認しましょう。

「決意と行動」では、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」を定めています。飲酒運転の根絶に向け、飲酒の場には車で行かない(やむを得ず車で行ったときは公共交通機関や代行運転などを利用する)行動を徹底してください。

○万が一、飲酒運転をすると厳しい処分が待っています。

	酒酔い運転	酒気帯び運転	
		呼気アルコール濃度 0.25mg/l以上	呼気アルコール濃度 0.15mg/l以上 0.25mg/l未満
罰則	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
行政処分 (前歴なしの場合)	違反点 35点 免許取消 欠格期間3年	違反点 25点 免許取消 欠格期間2年	違反点 13点 免許停止(90日)
懲戒処分	免職	免職又は停職(3月以上)	

懲戒処分を受けた場合
の給与上の影響

懲戒処分の例	停職 5月	【35歳 小学校教諭の例】 停職期間中、5か月間は無給 → ▲180万円 期末、勤勉手当の減額・不支給 → ▲80万円 定期昇給の停止 → ▲10万円(年間)	生涯賃金で 400～500万円 の減収 ご家族の生活に、大きな影響を与えます。	氏名や学校名の公表
	懲戒 免職	【40歳 高等学校教諭の例】 定年までの給料 → ▲1億5000万円 退職手当不支給 → ▲2千200万円		

【近年の処分例】

校種	処分日	事案の概要	罰金	処分内容
中学校	R3.11.25	私用車で民家の車庫に衝突する事故を起こし、併せて行われた呼気検査で0.35mg/lのアルコールを検知	50万円	停職6月
小学校	R4.2.10	私用車で運転中、警察官に呼び止められ、呼気検査で0.15mg/lを超えるアルコールを検知	30万円	停職4月

大切なご家族を犠牲する飲酒運転は、絶対にやめましょう。

飲酒運転をした人の共通項目（こんな人は要注意！）

環境

- ・通勤に車を使用するなど、普段から運転する機会が多い
- ・独身又は単身赴任者で、注意を促される機会が少ない

行動

- ・他の交通手段がなく、飲酒の場所に車で出かけている
- ・プライベートで飲酒する機会が多い

習慣

- ・日頃から飲酒の習慣がある
- ・二日酔いになることが多い

【Check!】

管理職員は、日頃の飲酒の状況など、所属職員の生活習慣にも気を配りましょう！

ご家族の皆様へのお願い

教職員の飲酒運転防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

- 翌日に運転が予定されている場合は、晩酌の量をセーブ。
- 飲み会の予定を確認し、飲酒予定日には車両通勤をさせない。
- 飲酒翌日の運転前には、アルコールが残っていないか呼気を確認。
- 車両通勤している教職員が二日酔いの場合、学校や最寄り駅まで送る。
- 教職員の飲酒時、飲酒場所や最寄り駅まで迎えに行く。



家族の協力で飲酒運転を防ぐことが可能な事例

教諭Aは、職場の同僚との会合やその後の二次会でビールなどを飲んだ後、一人で飲食店に向かい、ビールを飲んだが、会計の際に支払うお金が足りず、いったんタクシーで帰宅した。

自宅には、当日の飲酒を把握していた妻がいたが、事前に自家用車の鍵を預けるなどしていなかった。教諭Aは、不足分のお金を持ち、飲食店に戻るため、自家用車を運転して出かけた。

その後、教諭Aは、運転を誤り、自家用車を路上の雪山に乗り上げ、通報により駆けつけた警察官に飲酒運転を認めた。

妻が一声かけていれば、防げた事故

酔いがさめるまでの時間

ビール中瓶1本(500ml)を飲んだ場合、アルコールは約3~4時間体内にとどまります。

- ※ ビール中瓶1本(500ml)＝アルコール1単位
- ※ 体重60kgの人が30分以内で飲んだ場合
- ※ 睡眠すると、アルコールが体内から消失するまでにより長い時間がかかります。
- ※ 時間は、目安であって個人差があります。

飲酒翌日の二日酔い運転にも注意！

ビール中瓶
1本(500ml)

ワイン1/4本
(180ml)

日本酒1合
(180ml)

アルコール
1単位の目安

焼酎0.6合
(100ml)

ウイスキー
ダブル1杯
(60ml)

